

**LVD/低電圧指令の適用範囲**+++++

AC50-1000V および DC75-1500V の電圧範囲内で作動する、家庭用電気機器、工具、照明器具(バラスト)を含む、スイッチア/コントロールギア、ワイヤ、電源接続器/コード、組み込み機器、ケーブル管理システムなどの製品に広範囲に適用(ユニットなどの電源を使用する機器を含む)。特定の電気機器には、他の指令の規定も適用される点に注意。

他の機器に組み込む機器と、組み込むことなく直接使用される機器の両方が適用対象であるが、他の電子機器に組み込み、基本構成部品として使用する意図で設計/製造された電気装置の安全性は最終製品への組み込み方やその特性により、これらの基本構成部品には電子部品やその他特定の部品が含まれる。組み込む方法が考慮されて安全が評価される基本構成部品には CE マークをつけてはならないが、トランスフォーマーや電気モーターなど、他の電子機器に組み込まれることを目的とした、かつ安全評価が可能なその他の電子部品は適用範囲内で、CE マークをつけなければならない。

電気機器の使用に起因する電氣的、機械的、化学的(特に悪性物質の放射など)、その他全てのリスクを加味しており、ノイズ/振動の健康面と、人間工学の要求が、指令が意味する危険から保護するために必要な限り、人間工学面も対象。

下記は対象外:

- ・ 潜在的に爆発する可能性のある環境で使用される電気機器
- ・ 放射線医学/医療目的の電気機器
- ・ リフト用電気部品
- ・ 電気メーター
- ・ 家庭用プラグ/アウトレットソケット
- ・ 電気フェンスコントローラー
- ・ 加盟国参加の国際機関が作成した安全規定に適合している船舶、航空機、鉄道に使用される特殊電気機器

**MD/機械指令の適用範囲**+++++

機械指令では「機械」及び「安全構成部品」を下記のとおり定義している

「機械」とは連結された部品または構成部品のアセンブリで、少なくともその部品の一つは作動し、適切なアクチュエータ、制御及び動力回路などを有し、特定の適用用途、特に物の加工、処理、移動または包装のために結合されたものを言う。

「機械」という用語は、同一の目的を達成するために、一体として機能するように配置され制御された個々の機械のアセンブリも含むものとする。

「機械」はまた、機械の機能を変更する交換可能装置で、機械や異なる一連の機械または牽引機に、オペレータ自身によって取り付けられる事を目的として市場に出荷されるもので、その装置がスワップ部品や道具ではない範囲のものをいう。

「安全構成部品」とは、交換できない部品であることを条件に、製造者または共同体内に本拠地のあるその代理人が、使用中に安全機能を果たすために市場に出荷した部品で、その故障または機能不全が、被害危険のある者の安全または健康を危険にさらすものを言う。

但し、下表の「機械指令の適用範囲外の機械」に該当する機械は機械指令の適用範囲から除かれる。

機械指令の適用範囲外の機械

・機械指令第1条3項に基づく製品	-唯一の動力源として人力を直接使用する機器。但し荷物を昇降する機械を除く
	-患者に直接接触して使用される医療機器
	-催物会場及び/または遊園地で使用される専用機械
	-水蒸気ボイラー、タンクおよび压力容器
	-原子力用に特別に設計または引渡される機械で、故障した際に放射線を放出する可能性のあるもの
	-機械の一部となっている放射線源
	-小火器

	-石油、ディーゼル燃料、可燃性液体及び危険物質の貯蔵タンク及びパイプライン
	-人及び荷物の輸送用の空中、道路、鉄道または水路用の車両。但し鉱山採掘用の車両は除外されない
	-遠洋航海用の船や移動式の沖合用ユニット及びそのような船やユニットに搭載される装置
	-人の移動に子よする公共及び私用のロープウェイ、ケーブル鉄道を含む
	-農林業用トラクターで、型式認可に関する加盟各国の法律を整合した指令 74/150/EEC の第 1 条に定義されているもの
	-軍または警察用に特別に設計・製造された機械
	-水平に対して 15 度を超える傾斜した固定誘導装置間を動く昇降室を持ち、以下のものの輸送に使用されるために設計された昇降機
	・人
	・人及び貨物
	・貨物のみを輸送する場合で、昇降室が出入り可能な場合及び制御装置が昇降室内または人がその中に入って手の届く範囲に設置されている場合
	-車両が据え付けられた、ラック及び歯車を使用した人間輸送用手段
	-鉱山巻き上げ機
	-劇場用エレベータ
	-人及び人と貨物の昇降用の建築現場用ホイス
	・予備部品、但し第 4 条 2 項に該当しないもの
・工具、エネルギーで作動しないもの	例:ドライバー、ペンチ、はさみ、プライヤ
・特別な EC 指令により規定されるもの(第 1 条第 4 項)	例:農業用トラクター
・電氣的危険のみに関係する機械(第 1 条第 5 項)	例:コンピューター
・危険発生の可能性がないもの	例:時計

## EMC/電磁両立指令の適用範囲+++++

EMC 指令は、ほとんどの電気/電子機器、システムおよび設備といった広範囲の装置に適用する。EMC 指令は当該装置の出力または送信周波数の選択について、その下限または上限を決めてはいない。従って、EMC 指令は家庭用機器、消費者向け電子機器、工業生産、情報技術および電気通信機器といった電気/電子技術の幾つかの部門を直接カバーしている。電気/電子部品またはコネクタを含まない装置は電磁妨害を発生することも、またその装置が他からの電磁妨害によって影響を受けることもない。従って、電気/電子部品またはコネクタを含まない装置は EMC 指令の適用対象外となる。

EMC 指令第 1.2 条は、以下の 3 類の装置を明確に適用対象から除外する:

- 指令 1999/5EC の対象となる、無線機器および電気通信端末機器
- 規定 1592/2002 の対象となる、航空用製品、構成部品、及び機器
- ITU 無線規定の下でアマチュア無線家が利用する、無線機器

Remarks: EMC 指令の適合範囲のその他の内容について、指令の本文でもかなり詳細な説明を付け加えているが、EU 委員会の公式な GuideLine でもより正確な解釈を伺うことができる。[http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr\\_equipment/emc/guides/emcguide.htm](http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr_equipment/emc/guides/emcguide.htm)

## R&TTE/無線通信端末機器指令の適用範囲+++++

R&TTE 指令第 2 (a) 条の規定の通り、無線装置と電気通信端末装置には、以下の完成品、もしくは付属品を含む。“装置”とは、無線装置、電気通信端末装置のどちらか一方、あるいは、その両方の機器すべてを指す。

- (a) 1993年6月14日付け指令 93/42/EEC 第1条にて規定された医療装置
- (b) 能動型埋め込み医療機器に関する加盟国法制を整合した 1990年6月20日付け指令 90/385/EEC 第1条にて規定された能動型埋め込み医療機器

当該装置は、医療装置と能動型埋め込み医療機器を対象とする指令 93/42/EEC と指令 90/385/EEC の適用を抵触することなく、本指令の規制を受ける。

2輪または3輪自動車の型式認証に関する 1992年6月30日付 EC 指令第1条に規定された車両、車両用構成部品、車両搭載機器で、EC 指令 72/245/EEC 電磁波障害(電磁両立性)の適用を受ける車両用構成部品、または車両搭載機器から構成される装置であり、本装置は、指令 92/61/EEC、指令 72/245/EEC のそれぞれの適用を抵触することなく、本指令の規制を受ける。

本指令は、Annex I 記載の承知には適用されない。

本指令は、第1(4)条に記載されている通り、以下の装置は規制しない。

- 1) 国際電子通信連合(ITU)の無線通信規則第1条定義53に基づき、ラジオ愛好家が使用している無線機材で、商業的な使用目的を持たない装置
- 2) 船舶用機器に関しては 1996年12月20日の理事会指令 96/98/EC の範囲内になっている機器
- 3) ケーブルと配線
- 4) 音声やテレビ放送サービスの受信に単に使われることを目的とする無線装置だけを受ける。
- 5) 技術的な必要条件の調和化と民間航空の分野の行政手続の 1991年12月16日の理事会規則 No.3922/91 の第2条の意味の範囲内の製品、機器と部品
- 6) 航空交通管理装置とシステムの獲得のための互換性を持つ技術仕様の定義と使用に関する 1993年7月19日の会議指令 93/65/EEC の第1条の意味の範囲内の航空交通経営陣装置とシステム

本指令は、治安、防衛、国家安全保障活動(国家の安全保障問題に拘わる活動である場合は、国家の経済的福祉も含む)と刑法の分野で国家活動に使用される装置に限り、適用を除外する。

## PED/圧力器具指令の適用範囲+++++

この指令は、0.5バール以上の最大圧力PSである圧力機器及び組立部品の設計、製造及び適合分析に対し適用する。

“圧力機器(Pressure Equipment)”とは、容器、配管、安全アクセサリ-、圧力アクセサリ-を意味する。適合する場合、フランジ、ナット、結合、サポート、リフティングラグ等の加圧された部品に付けられた構成要素が圧力機器に含まれる。

容器(Vessel): 圧力で流動体(Fluids)を収容する為に設計、組み立てられた立てわく(housing)であり、他の機器と連結する結合部分の直接取り付け部分を含む。一つの容器は、複数の部屋(chamber)で構成されている。

配管(Piping): 圧力システムに結合する為に一緒に連結された時の、流動体の移動を意図された配管構成部分。特に、導管、或いは管、チュービング、取り付け、拡張ジョイント、ホース、適切に構成部品を支える他の圧力のシステムを含む。空気を冷却及び加熱する為の導管を含むヒートエクスチェンジャーは、配管としてみなされるべきである。

安全アクセサリ-: 超過される許容限度に対し、圧力機器を保護する為に設計された装置。

(Safety Accessories) 以下の装置を含む:

- 安全弁、爆発ディスク安全装置、かがまり棒、制御された安全圧力軽減システム(CSPRS)のような直接圧力制限に対する装置
- 圧力スイッチ、温度スイッチや流動レベル、及び安全と関係のある測定制御及び規制(SRMCR)装置のような、是正手段を開始する、或いは遮断、遮断とロックアウトを備えるどちらかの制限的装置

圧力アクセサリ-: 操作機能や立てわくを支える圧力を持つ装置

(Pressure Accessories)

組立部品:(Assemblies) 統合され、機能的な完全体を構成する為に、製造者によって組み立てられた圧力機器の幾つかの部分

この指令の範囲から除外されるもの:

配管を構成したり、動き始める設備(陸上或いは海上)との流動体或いは物質の伝導の為に設計された配管システムから構成されるパイプライン。特にパイプラインの為に設計された全ての付属機器を含む設備の範囲内にある個々の孤立した装置を含む。

液体を供給、分配、放出する為のネットワーク、及び、導水管、圧力トンネル、水力電気設備の為の圧力シャフト、或いは圧縮ステーションのような結合された機器や導水器

単純圧力容器指令 87/404/EEC によって扱われる機器

煙霧質ディスペンサーに関する EU の法律に適用し、1957 年 5 月 20 日付けの理事会指令 75/324/EEC によって扱われる機器

以下の指令及びその Annex によって定義される自動車の機能を意図する機器:

自動車及びそのトレーラーの型式認証に関する EU の法律に適用し、1970 年 2 月 6 日付けの理事会指令 70/156/EEC

車輪付き農業用或いは森林地帯用トラクターの型式認証に関する EU の法律に適用し、1974 年 3 月 4 日付けの理事会指令 74/150/EEC

二輪或いは三輪自動車の型式認証に関する EU の法律に適用し、1992 年 6 月 30 日付けの理事会指令 92/61/EEC

この指令の第 9 項目に基づくカテゴリより高くないものとして分類される機器

条約の第 223 項目(1)(b)によって扱われる機器

放射能の放出の原因となる原子力使用の為に設計された物

石油、ガス、或いは地熱の爆発や抽出において、適切な圧力を含んだり管理することを意図する地下倉庫において使用される管理の十分な機器。これは、源泉(クリスマスツリー)、破壊妨害物(BOP)、配管の多岐管及びそれらの全ての原材料を含む。

鉄管、或いは寸法付け、材料の選択、製造規則が、静電気及び動力的な操作結果或いは他の操作特徴を満たす為の十分な力、厳密さ及び不変に対する要求事項に根本的に基くところの機械や包装から成る機器。それに対し圧力は、重要な設計要素ではない。

以下の機器がこれに含まれる:

- タービンを含むエンジンや内部燃焼エンジン
- スチームエンジン、ガス/蒸気タービン、ターボ発生器、コンプレッサー、ポンプ及び始動装置

冷却システム炉、熱風復熱装置、塵埃抽出機や溶鉱炉排気ガス掃除器を含む熱風炉、及び溶融、再溶融、ガス抜き、鋼鉄や鉄メタルの鋳造の為の工業用鍋

スイッチギア、コントロールギア、変圧器、回転機械のような高電圧電気機器のエンクロージャー

変速機システムの抑制に対する与圧パイプ

船、ロケット、航空機及び海上モビルユニット。特に、その上の設備或いはその推進力を意図とされた機器と同様に。

柔軟な包装を含む圧力機器。例えば、タイヤ、エアークッション、競技用のボール、膨脹性のクラフト、及び他の類似圧力機器。

排出、挿入消音器

最終的な消費の為の、炭酸飲料のビンやカ

移動や配布の為に設計された飲料水の容器で、500 バール 7L 以下の PS 7V で、最大許容圧力が 7 バールを超えないもの

ADR、RID、IMDG、及び ICAO 協定によって扱われる機器

温水暖房システムの冷却器及びパイプ

0.5 バールより少ない液体以上のガス圧力で液体を収容する為に設計された容器